

計画作成年度	令和3年度
計 画 主 体	山形県村山市

村山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 村山市農林課
所在地 山形県村山市中央一丁目3番6号
電話番号 0237-55-2111
FAX番号 0237-55-3728
メールアドレス nourin@city.murayama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ツキノワグマ・ハクビシン・イノシシ・ハシブトガラス・ハシボソガラス・カルガモ・スズメ・ニホンジカ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	山形県村山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)
ニホンザル	果樹・野菜等	0.96	1,232
	(オウトウ)	(0.21)	(682)
	(スイカ)	(0.05)	(197)
	(ジャガイモ)	(0.14)	(83)
	(カボチャ)	(0.12)	(55)
	(その他)	(0.44)	(215)
ツキノワグマ	果樹・野菜	0.17	420
	(オウトウ)	(0.09)	(320)
	(スイカ)	(0.06)	(93)
	(カボチャ)	(0.01)	(5)
	(モモ)	(0.01)	(2)
ハクビシン	果樹・野菜等	1.08	1,544
	(オウトウ)	(0.51)	(1,054)
	(スイカ)	(0.12)	(248)
	(エダマメ)	(0.03)	(52)
	(カボチャ)	(0.04)	(45)
	(モモ)	(0.06)	(45)
イノシシ	稲・野菜等	1.61	2,115
	(水稲)	(1.39)	(1,939)
	(スイカ)	(0.01)	(20)
	(ジャガイモ)	(0.03)	(16)
	(その他)	(0.18)	(140)
ハシブトガラス ハシボソガラス	果樹・野菜	0.35	678
	(スイカ)	(0.15)	(343)
	(リンゴ)	(0.05)	(116)
	(オウトウ)	(0.02)	(80)
	(モモ)	(0.01)	(50)
	(その他)	(0.12)	(89)
カルガモ	—	—	—
スズメ	果樹・稲	0.21	561
	(オウトウ)	(0.14)	(470)
	(水稲)	(0.06)	(78)
	(その他)	(0.01)	(13)

(2) 被害の傾向

ニホンザルは個体数の増加等に伴い、行動形態や行動範囲が複雑化しており、早春には果樹の花芽・野菜の種子等の食害があり、その後サクランボ等の果樹の食害が増加している。夏から秋にかけては収穫期の果樹・野菜が食害を受け、被害は奥羽山系に隣接する市の東部に集中している。また、住宅地や東沢バラ公園へも出没が確認されており、人慣れによる人的被害等も懸念される。

ツキノワグマは農作物への依存度が高く、6～10月にかけてオウトウやスイカ等が被害を多く受けている。個体数増加に伴い、中山間地域において住宅地付近まで出没が確認されており、人的被害も懸念されている。

ハクビシンは近年、被害が大幅に拡大しており、果樹を中心に被害が報告されている。また、ハウスのビニールを破るなど農業施設への被害や家屋への被害も報告されており、今後さらなる被害拡大が懸念される。

イノシシについては稲の踏み倒し、水田の畦畔を壊すなどこれまで被害は主に市東部で発生していたが、市西部でも被害情報があり市内全域への拡大が憂慮される。また夜行性を示しているため捕獲に苦慮している現状である。

カラス、カルガモ、スズメなど鳥類については、被害の大半が果樹ではあるが、スイカや大豆、水稻など様々な農作物への被害が出ているため、被害額も大きい。

(3) 被害の軽減目標

①被害金額

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
ニホンザル	1,232千円	1,109千円
ツキノワグマ	420千円	378千円
ハクビシン	1,544千円	1,340千円
イノシシ	2,115千円	1,904千円
ハシブトガラス ハシボソガラス	678千円	610千円
カルガモ	—	—
スズメ	561千円	505千円
ニホンジカ	—	—

②被害面積

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
ニホンザル	0.96ha	0.86ha
ツキノワグマ	0.17ha	0.15ha
ハクビシン	1.08ha	0.97ha
イノシシ	1.61ha	1.45ha
ハシブトガラス ハシボソガラス	0.35ha	0.32ha
カルガモ	—	—
スズメ	0.21ha	0.19ha
ニホンジカ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシ・ニホンザル及びハクビシンは、季節を問わず通年の有害捕獲を実施している。</p> <p>ICTを活用した鳥獣罨監視装置を導入し、捕獲の効率化を図っている。</p> <p>狩猟免許取得等支援事業補助金により、新規狩猟免許取得者の増加を図っている。</p> <p>園地耕作者による追払い花火を活用した被害対策。</p> <p>サル接近警戒システムを活用した追払い。</p>	<p>ニホンザルの捕獲については猟銃による捕獲を実施してきたが、捕獲効率を上げるため、罨い罨等の使用を検討する。</p> <p>イノシシの捕獲について、冬季間の銃猟は積雪に左右され、夏季間の捕獲は、箱罨に加えてくくり罨の普及が課題である。</p> <p>ハクビシンについては活動範囲を特定し罨による捕獲を実施しているが、わな免許所持者が不足している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>これまで農家個人が補助事業等を活用し簡易電気柵を設置していたが、一部の地域で広範囲に電気柵の設置が試みられている。</p>	<p>電気柵の普及とともに、イノシシ対策のための防護柵の設置及び緩衝帯の整備を検討する。</p> <p>しかし、積雪地帯における防護柵の設置は、強度に不安が残るところである。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣対策において、個体数の管理・被害防除・環境の整備を基本として、より実態に即した取り組みに検討を加えながら体制整備等を行う。</p> <p>個体数管理については、免許取得補助等により猟友会員の増員を推進するとともに、ニホンザル・イノシシ・ハクビシンは、捕獲許可権限を委譲し通年の有捕獲許可に対応する。さらに年間を通しての捕獲頭数確保のため、猟銃・罨の技術の向上に努める。</p> <p>防除対策については、花火等による追い払いを実施するとともに、猟友会による市内全域のパトロール活動を実施し、被害者等への指導及び捕獲を実施する。</p> <p>環境整備については、耕作放棄地の増加、里山林の放置と比例して被害が増加する傾向にあるため、被害者の自主性を喚起しつつ、地域・関係機関・行政等による緩衝帯・電気柵及び防護柵の整備、また鳥獣被害に対応する組織の拡充など体制整備を行う。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

村山市有害鳥獣対策協議会からの依頼に基づき、鳥獣被害対策実施隊による対象鳥獣の通年の有害捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ ニホンジカ	ニホンザルについては、テレメトリー発信機の更新及び囲い罠による効率的な捕獲活動を実施する。 ハクビシン、ツキノワグマ、イノシシについては、狩猟の有資格者を養成するとともに、くくり罠の支給・射撃講習会などを通して、捕獲技術の向上を図る。 鳥類については、捕獲することによる被害防止は困難を極めているが、積極的に先進技術等の情報収集に当たる。 ニホンジカについては、情報収集にあたりるとともに状況に応じて捕獲等適切に対応する。
令和4年度	ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ ニホンジカ	ニホンザルについては、テレメトリー発信機の更新及び囲い罠による効率的な捕獲活動を実施する。 ハクビシン、ツキノワグマ、イノシシについては、狩猟の有資格者を養成するとともに、くくり罠の支給・射撃講習会などを通して、捕獲技術の向上を図る。 鳥類については、捕獲することによる被害防止は困難を極めているが、積極的に先進技術等の情報収集に当たる。 ニホンジカについては、情報収集にあたりるとともに状況に応じて捕獲等適切に対応する。
令和5年度	ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ ニホンジカ	ニホンザルについては、テレメトリー発信機の更新及び囲い罠による効率的な捕獲活動を実施する。 ハクビシン、ツキノワグマ、イノシシについては、狩猟の有資格者を養成するとともに、くくり罠の支給・射撃講習会などを通して、捕獲技術の向上を図る。 鳥類については、捕獲することによる被害防止は困難を極めているが、積極的に先進技術等の情報収集に当たる。 ニホンジカについては、情報収集にあたりるとともに状況に応じて捕獲等適切に対応する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
生息状況調査におけるモニタリング調査の実施により、群数・生息数の推定を行い、地域的な被害状況・近年の捕獲頭数を考慮し、専門家の指導を受け、関係機関と連携し、捕獲数について検討する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンザル	50	50	50
ツキノワグマ	県ツキノワグマ管理計画に基づく	県ツキノワグマ管理計画に基づく	県ツキノワグマ管理計画に基づく
ハクビシン	100	100	100
イノシシ	200	200	200
ハシブトガラス ハシボソガラス	—	—	—
カルガモ	—	—	—
スズメ	—	—	—
二ホンジカ	—	—	—

捕獲等の取組内容
捕獲数向上に向け銃・箱罠・囲い罠及びくくり罠の捕獲方法を研修し、捕獲計画数に配慮した通年の有害捕獲を実施するとともに、新規狩猟免許取得支援事業を活用して、猟友会の高齢化による担い手不足に対応する。 個人のみならず地域全体をカバーする電気柵の設置を推進するとともに森林整備等も併せて実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、広範囲に行動するツキノワグマ・イノシシ及び二ホンジカの緊急捕獲等に効果的に使用する。 使用に際しては、山などのバックヤードに配慮し、安全を最優先に適切な時期と場所を考慮して捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
村山市	ニホンザル イノシシ ハクビシン

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンザル イノシシ ハクビシン 二ホンジカ	電気柵・侵入防止柵を組織・集落単位での設置を推進する。	電気柵・侵入防止柵を組織・集落単位での設置を推進する。	電気柵・侵入防止柵を組織・集落単位での設置を推進する。

(2) その他被害防止に関する取組

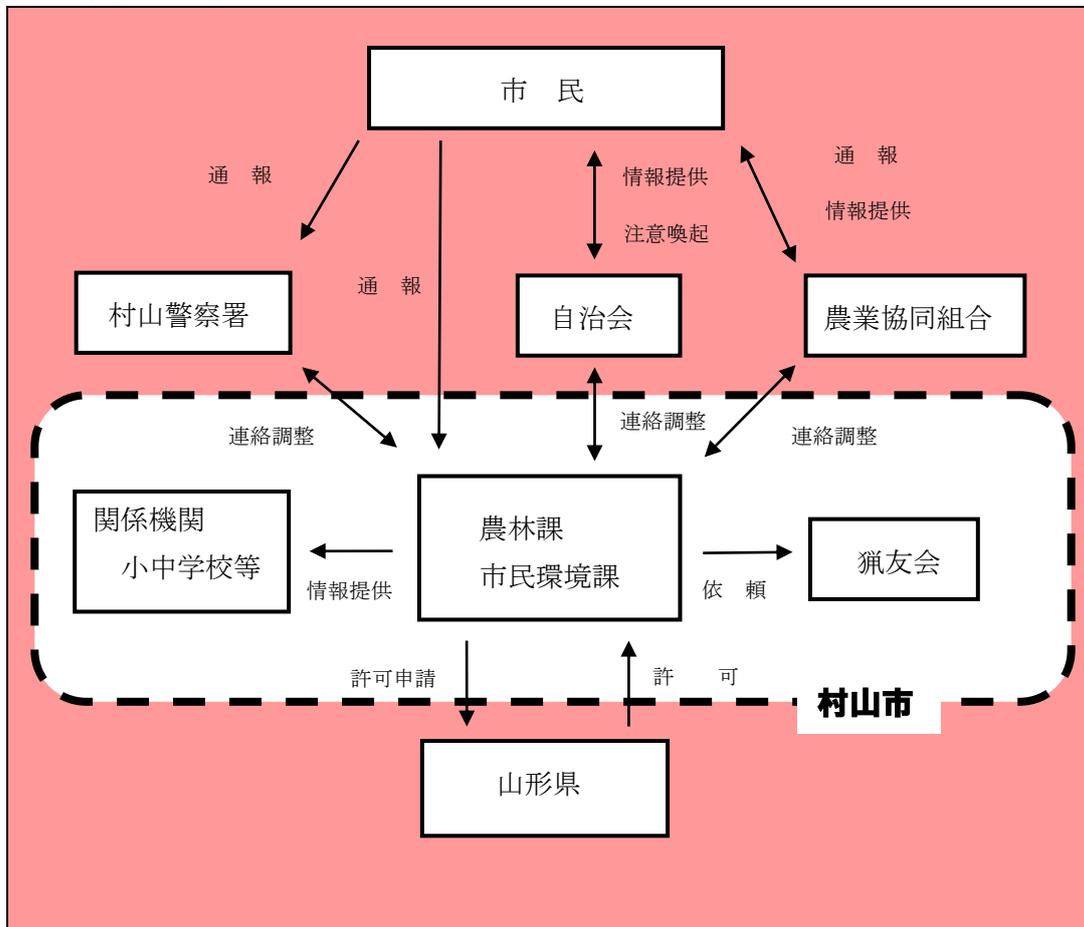
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ 二ホンジカ	有害鳥獣についての研修会等を通して、被害者及び猟友会員のみならず地域全体が鳥獣被害について理解を深めるとともに、被害の防止及び技術の向上を図る。 鳥獣被害は、耕作放棄地の増加及び里山林の放置等により増加する傾向にあるため、被害者の自助・共助を喚起しつつ、緩衝地帯の整備等また鳥獣被害に対応する地域組織の拡充など体制整備を行う。
令和4年度	ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ 二ホンジカ	有害鳥獣についての研修会等を通して、被害者及び猟友会員のみならず地域全体が鳥獣被害について理解を深めるとともに、被害の防止及び技術の向上を図る。 鳥獣被害は、耕作放棄地の増加及び里山林の放置等により増加する傾向にあるため、被害者の自助・共助を喚起しつつ、緩衝地帯の整備等また鳥獣被害に対応する地域組織の拡充など体制整備を行う。
令和5年度	ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ 二ホンジカ	有害鳥獣についての研修会等を通して、被害者及び猟友会員のみならず地域全体が鳥獣被害について理解を深めるとともに、被害の防止及び技術の向上を図る。 鳥獣被害は、耕作放棄地の増加及び里山林の放置等により増加する傾向にあるため、被害者の自助・共助を喚起しつつ、緩衝地帯の整備等また鳥獣被害に対応する地域組織の拡充など体制整備を行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
村山市	連絡調整及び市民への周知
村山市猟友会	鳥獣の捕獲活動
村山警察署	市民への広報及び安全確保
みちのく村山農業協同組合	営農指導及び関連情報の提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却及び埋設による適切な処分。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

計画捕獲数が少ないため利用推進に適さない。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	村山市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
みちのく村山農業協同組合 村山営農センター	農業者の被害状況把握と営農指導
山形県村山総合支庁 北村山農業技術普及課	有害鳥獣の習性等の専門知識、捕獲体制に対する助言
村山市猟友会	有害鳥獣の捕獲の実施と情報提供
楯岡・大倉・袖崎地域鳥獣被害対策協議会	農作物被害状況の情報収集、各地域からの意見収集
村山市市民環境課	有害鳥獣捕獲許可に関する事務
村山市農林課	協議会の事務運営、各種機関との連絡調整、鳥獣被害調査全般

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山形の野生動物を考える会	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等。
サル・イノシシ・クマ等農作物被害対策協議会 (山形県村山総合支庁管内)	管内各地域の被害状況を踏まえ、総合的な被害対策について協議。さらに情報交換等により連携強化を図る。
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会(宮城・福島・山形の広域連携)	広域的な被害地域ネットワークの充実化によりさらに効率かつ効果的な事業実施(国庫事業の活用等)を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については、平成25年度に設置し、対象鳥獣の捕獲及び追い払い等の技術向上を図るとともに、被害対策の普及推進を図る。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

猟友会による現行の捕獲体制を継続し、追い払い活動の組織化・体制強化を図る。
また、テレメトリー発信機の装着等ICTを積極的に活用するとともに、被害者の自主性を喚起し、地域・関係機関一体となった体制の強化を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特筆事項なし。